

事務連絡

令和3年6月21日

各 位

神戸市港湾局
神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置移行に伴う感染防止対策の徹底について（お願い）

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域とされました。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取組みへのご協力により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっており、改めて感謝申し上げます。

引き続き、感染の再拡大を防ぎ、再度の医療提供体制のひっ迫を避けるためにも、徹底した感染防止対策を継続いただきますよう、お願いいたします。

記

【感染防止対策】

1. 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえた対応をお願いします。 【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧】リンク先(内閣官房HP)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210614>
2. 「マスク」と「距離」の徹底をお願いします。
 - ①マスクを外して会話をしない。
 - ②食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。
3. 国及び県の方針に基づき、引き続き、在宅勤務（テレワーク）活用や、出勤者数削減の徹底を継続するよう、ご協力をお願いします。
4. 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるようお願いします。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第3弾-

令和3年6月18日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域とされた。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取組みへのご協力により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

今後も、変異株の影響を注視しながら、引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の方針」を踏まえ、本市として6月21日から7月11日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

6月17日現在で病床使用率は43.0%、入院率は57.0%となっており、自宅療養者数は31人、入院待機者数は37人（うち指定外医療機関、福祉施設で療養中12名）となっている。新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

（病床の確保）

- ・コロナ受入病床：305床（うち重症病床51床）（6月17日現在）
- ・コロナ治癒後の転院受入可能病院（73病院）を確保、コロナ受入病院にリストを配布
- ・3次救急医療機関からの隔離解除基準を満たした重症患者の転院受け入れ医療機関への支援：1人1日あたり25,000円を補助。
- ・熱中症予防の啓発：熱中症による救急搬送や病床運営体制の圧迫を防止

再度の感染拡大を防止するため、市民一人ひとりの自覚のある行動について、市民への働きかけを徹底する。

- ・新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（6月14日時点、248医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。
- ・感染者、その家族や、医療従事者、さらにはワクチン接種ができない方に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続。
- ・偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始。
- ・神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域・感染患者からのメッセージ動画を配信（6月17日現在で約32万回再生）。
- ・6月1日から新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホームページにて音声データで配信。

2. 積極的疫学調査等の実施

再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、自宅療養者の健康管理を行う。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起こしやすいため、引き続きクラスター対策を強化していく。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）。
更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター

- 防止対策を強化（2021年4月1日～）。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。
 - ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（2020年8月20日～）。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

4月19日から75歳以上の方に、5月17日から65歳以上75歳未満の方へ順次接種券を発送してきた。65歳未満の方への接種券については、6月11日から6月24日までに接種対象の市民に順次発送している。

接種については、現在、集団接種会場（市内13か所）、個別接種会場（病院・診療所等：約800機関）、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル、ノエビアスタジアム神戸の2か所）にて実施している。

さらに、6月22日からは集団接種会場を新たに5か所増設し、7月中にはさらに7か所増設する。そのために必要な人材（医師・看護師・薬剤師）を大々的な公募により確保する。

できる限り迅速に神戸市民へのワクチン接種が進むように全庁を挙げて取り組む。

接種の状況

接種率：1回目 20.7%（兵庫県：8.9%、全国：11.5%）

2回目 6.6%（兵庫県：2.0%、全国：2.7%）

（令和3年6月16日までに報告があった接種実績）

6. 感染拡大防止の取り組み

- ① 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

- ②不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ③路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ④国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑤市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑥3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑦業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑧業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑨施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

再度の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

《最重点感染防止対策》

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、屋外のバーベキュー やカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めいく。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狹い空間での共同生活
5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上で事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。

③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。**実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。**

④**原則**、利用者の外泊、外出を自粛すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的なPCR検査についてはワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

10. 経済対策について

本年1月以降、度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や県の協力金を受給し、かつ事業に供する建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を市内に賃借している事業者

※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

11. 市有施設等の対応

6月21日から7月11日までの間、神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については21時までの開館とし、その他市有施設は20時までとする。また、自然の家等の野外活動施設、王子動物園は再開する。都市公園等については、園内での飲酒は禁止する（飲食店内を除く）。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応する。（既予約分についても20時以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。）

①人数上限の目安

5,000人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提とした場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

12. イベント等

6月21日から7月11日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時までに終了するとともに、11①及び11②の基準を満たすほか、兵庫県の方針に沿って対応する。ただし、6月20日にチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便については当面の間継続し、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げは6月20日をもって終了する。

（参考）

○6月21日以降も継続して実施するもの

市営地下鉄（西神・山手線及び海岸線）

- ・平日、土日祝日22時以降のダイヤを概ね2割程度減便

市バス

- ・主要系統（2, 7, 16, 36, 64, 92系統）の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

○6月20日をもって終了するもの

市営地下鉄（西神・山手線）

- ・平日の終電を約30分繰り上げ

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。